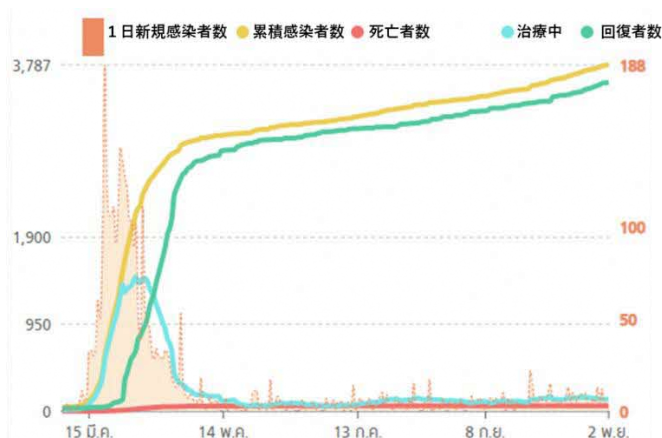


（件名）コロナ禍におけるタイへの入国レポート

2020年4月に北海道へ一時帰国しましたが、この度、10月にタイへ再渡航することが出来ましたので現地レポートを再開させていただきます。今後も道民のみなさんに有益な情報提供が出来る様、取り組んで参ります。

1 タイにおける新型コロナウイルス感染症の状況

《2020年11月1日現在のタイの新型コロナウイルス感染症の感染状況》



タイ王国では、3月26日に発令した非常事態宣言によって、外出禁止令や商業施設の閉鎖などの強力な措置を講じたことにより、第一波以降、感染を抑制しています。直近では新規感染者のほとんどが海外からの入国者となっており、市中での感染判明は1カ月に1人出るかどうかという状況です。このような状況下ですが非常事態宣言は継続中で、国は、緊急的な措置をいつでも即座に講じる体制の維持と海外からの入国規制を継続しています。

タイは一次産業大国であるとともに、GDPや輸出額の多くを占める製造業、観光を中心とするサービス業が盛んな国です。新型コロナウイルス感染症対策の実施により、一時、経済全体が大きく落ち込みましたが、一次産業や製造業は、生産及び輸出の量・金額がV字を描きながら右肩上がりに回復しています。一方、観光サービス業は、政府の国内観光促進策により少しずつ上向きとなっているものの、インバウンドに大きく依存していることから、失業者が大量に発生するなど回復は遠い状況です。

経済については、今後、現地の声とともにレポートしてきたいと思います。

2 タイへの日本人の入国について

（出典：在東京タイ王国大使館）

タイ王国への外国人の入国条件は徐々に緩和しているものの、全ての入国者に14日間の隔離や出国前72時間以内発行のPCR検査陰性証明、一定額以上の旅行保険の加入が義務付けられています。また、条件を満たしても14日間以上滞在できる者でなければ入国は出来ません。

報告者：副所長 小林 涼太郎
【外国からタイへ入国できる者（2020年11月1日現在／在東京タイ王国大使館より）】

目的	入国可能	入国不可
ビジネス	タイでの労働が許可されている者（就労、教師、記者、メディア）	出張者（イベント、視察、商談等タイで就労しない者）
投資	不動産・タイ国債を一定以上保有する者、事業提供者との会合・商談	預金50万バーツ未満やタイ国債300万バーツ未満等条件に満たない投資家など
学生	タイの国立／私立大学に入学する学生、留学生	インターナショナルスクール生、語学・学習塾生
医療	緊急性が高く、タイの医療機関で治療を受けなければいけない者	緊急性が高くない場合、タイの医療を必要とする理由が無い者など
配偶者・保護者	上記に該当する者・タイ国籍保有者の配偶者、未成年の学生の保護者	—
観光・滞在	上記以外の長期滞在者	短期滞在者

※現在、日本からの定期便は無く、タイ大使館が手配する特別便で渡航しなければいけません。

3 入国レポート

以前はタイへの入国条件が厳しく、また特別便の本数も少ない状態でしたが、10月以降は、特別便やタイでの指定隔離ホテルの空きが多くなっており、条件に合致する外国人は、手続きを行えば渡航がしやすい状況です。必要な手続きの詳細は、在東京タイ王国大使館と日本国政府外務省のホームページに記載されていますが、書類の作成には、英語とタイ語の語学力や専門知識、もしくは専門家への相談が必要です。

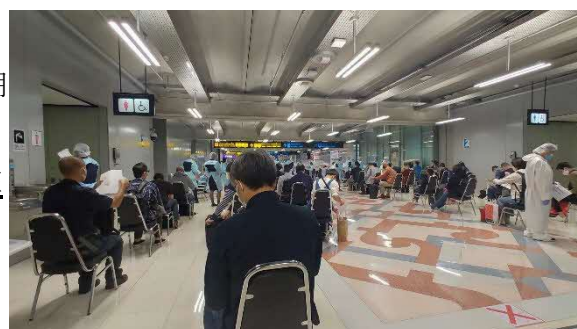
出国前の手続きが多い分、出入国時は、感染拡大前と比べて書類の確認が増える程度で非常にスムーズでした。バンコクスワンナプーム国際空港では、防護服で完全防備した保健省職員に出迎えられ、親切かつ手慣れた確認作業をしてくれます。到着から40分程度で空港の外に出る事ができ、その後は隔離ホテル行きの専用バンに乗り込み、ホテルで説明を受けて隔離生活の開始です。

隔離期間中は部屋から一切外に出ることは出来ず、外との交流はタイ料理のお弁当が3食出るのみです。部屋では無料Wifiや有料のルームサービスが利用出来ます。隔離期間中に二度のPCR検査を受けました。

条件に合致する方でこれからタイに渡航される際は、在東京タイ王国大使館へ日本語で相談することが出来ます。また私の経験の範囲内ではありますが、アドバイス出来ることがあるかと思いますので、お気軽に道経済部国際経済室へご相談ください。



使用停止中のタイ国際航空機材が並ぶ



スワンナプーム空港での書類確認作業